

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 土木出張所処務規程
- ◇告示 六月定例県議会において議決になつた追加
予算等
鳥取県優良和種々牛造成奨励規程
土地改良設立の認可
- ◇選管告示 政党、協会等の收支報告書要旨
右同
- ◇農委告示 農地交換分合計画の認可
- ◇叙任及び辞令 猪口隆夫外
- ◇正誤 昭和二十八年七月三日鳥取県規則第四十九
号中訂正

訓令

鳥取県訓令第十七号

土木出張所

土木出張所処務規程を次のように定める。

昭和二十八年七月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

土木出張所処務規程

（この規程の目的）

第一条 この規程は、土木出張所（以下「出張所」とい
う。）の事務の取扱を明確にし、もつて土木行政を適
正且つ能率的に遂行することを目的とする。

（駐在所の設置）

第二条 出張所の所管事務を分掌させるため、次の町村
に駐在所を置く。

八頭郡智頭町、岩美郡浦富町、東伯郡八橋町、気高郡
浜村町、日野郡日野上村

（事務の分担）

第三条 土木出張所長（以下「所長」という。）は、所
員の事務分担を定めたときは、土木部長に報告しなけ
ればならない。

これを変更したときも、また同様とする。

(起工)

第四条 所長は、当該年度内において執行する工事は、配当予算の範囲内で緩急をしんじやくし、第一号様式により実施設計書を調製し、第二号様式により、起工について知事の決裁を受けなければならない。

2 工事執行のため、用地買収又は地上物件の移転を要するものがあるときは、第三号様式による調書を実施設計書に添付しなければならない。

(入札の執行)

第五条 入札する請負者の指名は、すべて第四号様式により知事の承認を受けなければならない。

2 入札を執行しようとするときは、第五号様式により知事に報告しなければならない。

3 入札者その他の者に示す設計書は、金額歩掛等を記載しないものとする。

4 郵便入札を受理したときは、受理の日時を附記して置かなければならない。

(請負契約の締結又は解除)

第六条 起工決裁の通知を受けたときは、すみやかに請負契約の締結をしなければならない。

2 請負契約を締結したときは、契約書その他の関係書類を添え第六号様式により知事に報告しなければならない。

3 所長は請負者が鳥取県建設工事執行規則(昭和二十八年一月鳥取県規則第三号)第四十四条又は契約々款第三十条に該当するとき、若しくは契約々款第三十三条の事由があるときは、その事由を知事に具申しなければならぬ。

(工事の変更)

第七条 起工決裁後工事の変更を要するときは、設計書

(新旧対照設計とし、旧設計は朱書、新設計は墨書とする)を調製し、知事の決裁を受けなければならない。

(請負代金の前払及び出来形部分払)
第八条 所長は、請負代金の前払請求書を受理したときは、関係書類を添付し、直ちに進達しなければならない。

5。

2 所長は、工事の出来高に対する部分払の請求書を受理したときは、遅滞なく検査を行い、第七号様式による出来形検定書を請求書に添えて知事に進達しなければならない。

(工事の完成)

第九条 所長は工事完成の届書を受理したときは、直ちに調査し事実工事が完成していると認めるときは、届書欄外に検査要求の旨を記載し、これに工務課長が認印の上知事に進達しなければならない。但し、契約金額三十万円未満の工事にあつては所長において検査を行い、完成及び検査年月日を記載し、工務課長が認印の上知事に進達するものとする。

2 工事出来形及び完成の検査は、所長又は所長の命じた技術吏員が行わなければならない。

(請負代金の請求及び事業費精算認定)

第十条 所長は、請負代金の請求書又は事業費精算認定書を受理したときは、これに認印の上進達しなければならない。

ならぬ。

(物件の購入、借入)

第十一条 工事に要する物件の購入、又は借入については、第五条の規定を準用する。

(不用物件の処置)

第十二条 所長は道路、又は河川の新設若しくは改良の結果不用に帰した土地があるときは調書及び図面を添え、その存廃についての意見を知事に具申しなければならない。

2 所長は、工所用残材若しくは不用古材があるときは道路、河川、堤防等に枯死した樹木若しくは不用と認める樹木があるときは、その種類、員数及び処分について知事に意見を具申しなければならない。

3 所長は、河川改修に当り将来不用となる土地を、地元市町村に払下する予定で工事を施行しようとする場合は、第八号様式により知事の決裁を受けなければならない。

(災害事務)

第十三条 所長は、非常災害その他の原因により、道路、河川、海岸、港湾等に被害があつたときは、その概況を急報するとともにその状況を調査し、第九号様式による災害報告書をすみやかに知事に提出しなければならない。

2 所長は、前項の報告をした後遅滞なく第十号様式による目論見書を知事に提出するとともに、第十一号様式による復旧工事設計書を、五日以内に提出しなければならない。

(職員の出張)

第十四条 所員(長を含む。以下同じ。)は、県外に出張しようとするときは、用務、出張先及び日程を明らかにして土木部長の承認を受けなければならない。

(所長の専決事項)

第十五条 次に掲げる事項は、所長において専決することができる。

一 天災地変による災害又は予期することができない障害若しくは災害を防止するため、上司の指揮を受

けるいとまがないとき配当予算の範囲内において、一箇所の工費十万円未満の臨機の処置を講ずること
二 工事に緊急を要する場合工事の中間検査をすること並びに作業中止を命ずること

三 橋梁の荷車制限並びに道路に関する工事のため、道路の通行を禁止し又は制限すること

四 見積価格一廉十万円未満の工用材料、器具及び機械の購入、借入及び修繕並びに運搬に関すること
五 労働者の備入又はその解雇に関すること

六 設計金額三十万円未満の工事の執行に関すること。但し国庫補助の伴う工事については起工設計書を提出するものとする

七 設計金額五十万円未満の工事の随意契約に関すること

八 予定価格百万円未満の工事の入札並びに契約に関すること。但し、知事において特に必要があると認められた場合は、知事が命ずる係員をこれに立会させるものとする

九 設計変更その他の理由により、工事の作業中止を命ずること

十 次に掲げる河川産物の採取許可に関すること

イ 土砂、砂利、礫及び栗石の類(一人一回三百立方メートル未満。)

ロ 軽石三百個未満

ハ 割石十五立方メートル未満

十一 道路及び河川敷の雑草採取許可に関すること

十二 道路、河川敷並びに国有の土地及び水面の一時占用又は使用の許可若しくは承認に関すること

十三 既許可又は承認済の継続願に対する許可又は承認に関すること

十四 嘱託の登記書類は登記専用の知事印を使用すること

十五 鳥取県屋外広告物条例第十五条に規定する許可

十六 道路交通取締法第二十六条に規定する道路占用に關し警察署長に協議すること

2 前項各号のうち第一号乃至第三号、第六号及び第

九号乃至第十六号の場合においてはすみやかに事由を具し、関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

3 第一項各号の場合であっても重要又は異例と認められるもの若しくは疑義があるものは、上司の指揮を受けなければならない。

(文書の取扱)

第十六条 所長は、次に掲げる事項は、それぞれその翌月の五日までに知事に報告しなければならない。

一 その月中の県費支弁工事功程報告(第十二号様式)

二 その月中の所員の勤務状況報告(第十三号様式)

2 所長は出張所経由の文書を受理したときは、すみやかに調査し意見を附して進達しなければならない。但し、軽易な事件については、その文書の余白に所長において認印の上進達することができる。

(所長の更迭)

第十七条 所長が更迭したときは、旧所長は引継調書及び簿冊目録を調製し、新所長に引き継がなければならない

なす。
 2 引継を終つたときは、前項の調書及び目録の写を添え、新旧所長が連署して十日以内に知事に報告しなければならぬ。

- 附 則
- 1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和二十八年五月一日から適用する。
 - 2 土木出張所事務規程（大正十五年六月訓令乙第一一〇号）は廃止する。

第一号様式

昭和	年度												
予算高	円	実施高	円	差引高	円	昭和	年	月	日	完成昭和	年	月	日
昭和	年	月	日	提出	保長	調査者	所長	工務課長	保長	精算者	設計者		
工事設計書													
工事名			工事個所			工事金							
(第 号)													
工事の大要													
起工理由													

明 細 書														
工 種	名 称	材 料	材 料	形 状	寸 法	員 数	単 位	数 量	合 数 量	單 位	單 位	金 額	金 額	摘 要
				形 状	寸 法	員 数	單 位	数 量 <td>合 数 量 <td>單 位 <td>單 位 <td>金 額 <td>金 額 <td>摘 要</td> </td></td></td></td></td>	合 数 量 <td>單 位 <td>單 位 <td>金 額 <td>金 額 <td>摘 要</td> </td></td></td></td>	單 位 <td>單 位 <td>金 額 <td>金 額 <td>摘 要</td> </td></td></td>	單 位 <td>金 額 <td>金 額 <td>摘 要</td> </td></td>	金 額 <td>金 額 <td>摘 要</td> </td>	金 額 <td>摘 要</td>	摘 要
				長	末口又は幅厚									
				長	末口又は幅厚									
一位代価表														
長 高 幅 徑														
第二号様式														
何第	号	淨費	校合	昭和	年	月	日	決裁通知	土木出張所					
知 事		土木部長	課 長	保 長	主 査									
起 工 伺 (設計変更伺)														
別紙設計書のとおり														
路線及び工事名			工事個所											
実 施 方 法			事 由											
製 約 保 証 金			工 事 日 数											

第三号様式の一

用地買収調書

土地所在地 市町村大字	土地番 字	地目 番	台帳現在 台帳反別	買収 積単 価代 円	土地所在地 市町村大字	所有者 氏名
市町村大字			反	円		

- 備考 1 買収単価はその算定の標準を備考に記載すること。
 2 用地が寄付に係るときは寄付採納額を徴し副申すること。

第三号様式之二

地上物件移転調書

物件所在地 市町村大字	地番 字	物件の 名称	物件の 構造 又は 品	員数	補償単価 円	補償 金 円	物件所在地 市町村大字	所有者 氏名
合計								

備考 前条に準ず

第四号様式

秘発河土第

昭和 年 月 日

土木出張所長

鳥取県知事 氏 名 殿

県工事請負者指名内申

道路、河川、港湾名

所在地

郡

町村大字

工事番号

設計額

円

内申者氏名

摘要

(注意) この内申は秘発とし封筒の宛名は工事主管課長宛のこと。

なお封筒の表に「指名人内申」と記載のこと。

第九号様式
 第何土第 号
 昭和 年 月 日

土木出張所長
 鳥取県知事 氏 名 殿
 災害報告書

昭和 年 月 日から 月 日までの (暴風高潮)
 により公共土木施設に次のどおりの災害が発生したので
 公共土木施設災害事業費国庫負担法施行規則第二条の規
 定により報告します。

都 道 府 県 工 事

区分	前回までの報告分		今回の報告分		年間の合計	
	自 月 日 至 月 日	箇所数	自 月 日 至 月 日	箇所数	自 月 日 至 月 日	箇所数
河川						
海岸						
砂防備						

道路					
橋梁					
計					

但し港湾災害は区分に港湾名を記入し摘要欄に被害内
 容を記入すること。

(暴風 高潮)
 災害の原因 何ミリメートル
 日 雨 量 何ミリメートル
 連続 雨 量 何ミリメートル
 風 速 何メートル
 波 高 何メートル
 台風の中心示度 何ミリバール
 一般被害状況調査

種 別	内 容	数 量	区 分	別 類	
				者不明	方計
人	死傷				
	方計				
	全半				
	消費				

住 家	公共建物	非 住 家	田	畑	山 林
流床床 上下計 失水水 浸浸	全半流床床 上下計 潰潰失水水 浸浸	全半流床床 上下計 潰潰失水水 浸浸	流理 計 失没 埋没	流浸 計 失埋 没水	崩流破 計 失沈 没損
					不通区間

鉄 道	自 駅 至 期 間	口 破 損	
發 電 所	取水放水	水路破損	電 路 破 損
上 水 道	取水	水 口 破 損	個 所 損
下 水 道	放水	水 口 破 損	
溜 池 其 他	破	堤	

その他の欄には米麦、機械製品等の被害数量を記入す
 ること。

第十号様式
発何士第

昭和 年 月 日

土木出張所長

鳥取県知事 氏 名 殿

昭和 年 月 日付災害報告に因る目論見書を次とおり提出します。

目 論 見 書

工事番号	道路河川名等	位置	申	請	決	定	設	概	経済効果	摘	要
		郡市町村大字	総工事費	内超過工事費	総工事費	内超過工事費	総工事費	内超過工事費			

備考 1 工事番号は県及び市町村工事別に下記の順序で一連番号により記載すること。

- (1) 河川工事、
 - (2) 海岸工事
 - (3) 砂防工事
 - (4) 道路工事
 - (5) 橋梁工事
- 2 市町村工事は市町村別に記載すること。

第十一号様式

発何士第

昭和 年 月 日

土木出張所長

鳥取県知事 氏 名 殿

昭和 年 月 日付災害報告に因る復旧工事設計書を別紙のとおり進達します。

年災害復旧工事

設計書

課長	係長	調査者	所長	工課長	係長	積算者	設計者
年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

工事番号	第 号
------	-----

道路名	
-----	--

施行位置	市 郡 町 村 大字 地内
------	---------------

工事名	災害復旧工事
-----	--------

工事費	金 円也	申、請	決	定	摘	要
-----	------	-----	---	---	---	---

内超過	金 円也		
内応急	金 円也		
内未成	金 円也	年災	次第号
内転属	金 円也		次第号
起工理由			

設計総計表

費目	形状寸法	金額	摘	要
本工事費				別記内訳書のとおり
附帯工事費				"
用地費				"
補償費				"
機械器具費				"
工事雑費				"
応急工事費				"
計				"

設計内容

工事別	費目	工種	名称	材料	形状	寸法	数量	単位	単価	金額	備考

備考

- 1 設計書には、平面図及び横断面図並びに必要があらる場合においては縦断面図、構成図その他の図面を添付すること。
- 2 「起工理由」欄には災害原因及び復旧計画（超過事業費のあるときはその理由）の概要を記載すること。
- 3 「機械器具費」欄には直管施行の場合のみ記載すること。
- 4 「工事雑費」欄には直管施行の場合以外においては劣劣者災害保険料及び失業保険料等を記載すること。
- 5 「工事別」欄には河川、海岸、砂防、道路、橋梁の別を記載すること。

- 6 「費目」欄には本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費工事雑費及び応急工事後の別を記載すること。
- 7 「工種」欄には築堤、護岸、水利、突堤、胸壁、水叩、床止、堰堤、鋪裝、上部構造、下部構造等の別を記載すること。
- 8 応急工事のある場合においては赤書の精算設計書を添付すること。
- 9 設計内訳書及び一位代価表を添付すること。
- 10 特別の事由によりこの様式により難い場合は当分の間これによらないことができる。

第十二号様式

発向士第

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

土木出張所長

何年何月中果工事の進捗報告

査定番号	道路	工事箇所	負担額	出来形	同上	着手月	完成限	請負	備考
	河川	都 市	代金	歩	金額	年	期	者	
番	名	町 村	額	形	額	月	限		
号	姓	大字	含	含					

備考

本表は工事中のもの及びその月に完成したものを記載すること。

本表は各主管課ごとに別紙とすること。

出来形金額は円位止とする。

備考欄には材料準備中、設計変更稟伺中、延期出願中、検査不合格修理中等参考となる事項を記載すること。

果費補助工事は本表に準じ別表に調製報告すること。

第十三号様式

発向士第

年 月 日

土木出張所長

鳥取県知事 氏 名 殿

何年何月中所長及び所員勤務状況報告

内勤	出張		休暇	忌引	欠勤	摘要	職 氏 名
	出	張					
	巡回	普通					

備考

本表は所長及び所員の勤務状況を記載するものとする。

別表

簿冊の名称及び保存期限

名 称	保存期限	摘 要
道路台帳	永 久	
橋梁台帳	"	
河川台帳	"	
砂防設備台帳	"	
砂防指定地台帳	"	
果有財産台帳	"	
河川管理員台帳	"	

砂防	"	"	"
量水標台帳	"	"	"
水位観測人台帳	"	"	"
例規綴	"	"	"
県令訓令告示諭告通牒綴	"	"	"
道路、河川、国有土地水面占用、使用許可台帳	"	"	"
道路、河川、国有土地生産物採取許	"	"	"
砂利置場台帳	"	"	"
県工事台帳	十年	路川ごと	に口座を設け整理すること。
県費補助工事台帳	"	"	"
簿冊台帳	"	"	"
県工事関係綴	"	"	"
県費補助工事関係綴	"	"	"
県工事設計書綴	"	"	"
県費補助工事設計書綴	"	"	"
道路、河川、国有土地水面占用使用関係綴	五年	"	"

生産物採取関係綴	"	"
收受件名簿	"	秘文書と普通文書とは別冊とする。
発送件名簿	"	"
工事実施報告綴	"	"
工事工程報告綴	"	"
工事出来形檢定書綴	"	"
郵便切手受払簿	"	"
出張命令簿	"	"
管内巡回命令簿	"	"
日誌	"	"
市外電話決裁	"	"
文書送致簿	"	"
建設業者登録閲覧簿	"	"
その他必要なる台帳	"	"
取扱例	"	"
1	すべての簿冊には巻首に索引目録を附すること。	"

- 特殊の書類で本表の区分に依りがたいものは本庁の承認を受け別に纏さんすることができる。
- 書類綴は分量の多小により一年分を数冊となし又は数年分を一冊とすることができる。
- 書類綴は綴込を打切つたときは簿冊台帳に登録するものとする。
- 保存期限を経過したものはその処分法を具し稟向するものとする。
- 保存期間を経過したものでも必要と認めるときは引き続き保存するものとする。

告示

鳥取県告示第三百六号

昭和二十八年六月三十日定例県議会の議決を経た昭和二十八年年度鳥取県歳入歳出追加予算及び同特別会計発費電事業費歳入歳出追加予算は次のとおりである。

昭和二十八年七月十日

鳥取県歳入歳出概算
 昭和28年度鳥取県歳入歳出追加予算
 歳入

款項	科目	目	追加予算額	摘要
2	地方財政平衡交付金		380,920,556	
1	地方財政平衡交付金		380,920,556	
3	公企業及び財産収入		200,000	
1	財産収入		200,000	
5	使用料及び手数料		200,000	
1	使用料		200,000	
6	国庫支出金		357,513,512	
1	国庫負担金		353,076,412	
2	国庫補助金		4,437,100	
7	寄附金		2,850,000	
1	寄附金		2,850,000	
10	雑収入		323,000	
6	雑収入		323,000	

11	果債		5,785,000
1	果債		5,785,000
	歳入	合計	747,792,068
4	土木費		6,373,000
6	災害復旧費		6,373,000
5	教育費		730,828,968
16	小学校費		455,582,002
17	中学校費		264,823,511
18	盲ろうお学校費		10,418,455
6	社会及び労働施設費		5,493,000
4	児童福祉費		5,493,000
8	産業経済費		2,252,100
4	水産業費		400,000
5	畜業費		1,852,100
13	諸支出金		2,850,000
3	地方振興費		2,850,000
	歳出	合計	747,792,068

昭和28年度特別会計発電事業費歳入歳出追加予算				
	歳	入		
1	事業収入		2,200,000	摘要
	歳入	合計	2,200,000	
1	幡郷発電事業費		2,200,000	
	歳出	合計	2,200,000	

鳥取県告示第三百七号

鳥取県優良和種種牛造成奨励規程を次のように定める。

昭和二十八年七月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県優良和種種牛造成奨励規程

(この規程の目的)

第一条 この規程は、鳥取県産和種々牛(以下「和牛」という。)のもつ遺傳的優良形質を増強するとともに遺傳的不良形質を除去し、もつて血統、能力及び体形の優秀な和牛の造成を奨励することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 登録牛 全国和牛登録協会黒毛和種登録規程(旧役肉用牛登録規程を含む。)により登録されたものをいう。
- 二 優良牛 第五条の優良牛証明書の交付を受けたものをいう。

三 優良候補牛 優良牛の生産したもので第四条の検査に合格したものをいう。

(奨励金の交付)

第三条 知事は、前条の規程による優良牛又は優良候補牛の飼養者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付する。

(検査)

第四条 優良牛の検査を受けることができる牛は、次の各号の条件を具備していなければならない。

一 その牛及びその牛の父母から生産された子孫牛に遺傳的不良形質が出現していないこと

二 登録牛相互間(母牛に限り登録牛相互間に生産された登録補助牛を含む。)に生産された登録牛(雌は審査得点七十七点以上のもので)であること

三 連産系に属し、雌は登録牛を十頭以上、雄は登録牛を三頭以上(審査得点七十七点以上の登録牛であるときは二頭以上)を生産したものであること

2. この項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当す

る牛は、優良牛の検査を受けることができる。

一 優良牛相互間に生産された雌のうち二十頭以上の仔牛を生産したもので、その仔牛に遺傳的不良形質が出現していないもの

二 優良牛相互間に生産された雌のうち、初産分娩のものでその仔牛に遺傳的不良形質が出現していないもの

3 優良牛及び優良候補牛の検査を受けようとする者は、申請書（第一号様式）に繁殖成績調査書（第二号様式）を添えて知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の申請書を受理したときは、あらかじめ検査の期日及び場所を指定して検査する。

（証明書の交付）

第五条 知事は、前条の検査に合格した牛については別に定める台帳に登録し、優良牛の飼養者に対しては、優良牛証明書（第三号様式）（以下「証明書」という。）を交付する。

（奨励金交付申請）

第六条 第三条の規定による奨励金の交付を受けようとするものは、申請書（第四号様式）を知事に提出しなければならない。

（優良牛及び優良候補牛の取消並びに奨励金の返納）

第七条 知事は、優良牛若しくは優良候補牛として決定したものが又は奨励金を交付したもので、この規程の目的にそわないと認める事由が生じたときは、その資格を取り消し又は交付した奨励金の全部若しくは一部を返納させることができる。

（証明書の書換交付及び再交付）

第八条 優良牛の飼養者は、証明書を亡失し又は、お損したときは申請書（様式第五号）を知事に提出し、証明書の再交付又は書換交付を受けなければならない。

（証明書の返納）

第九条 優良牛の飼養者は、次の各号の一に該当するときは、証明書を知事に返納しなければならない。

一 第七条の規定により優良牛の資格を取り消されたとき

二 優良牛に失踪、盗難、へい、死等の事故が生じたとき

するものは、申請書（第四号様式）を知事に提出しなければならない。

（優良牛及び優良候補牛の取消並びに奨励金の返納）

第七条 知事は、優良牛若しくは優良候補牛として決定したものが又は奨励金を交付したもので、この規程の目的にそわないと認める事由が生じたときは、その資格を取り消し又は交付した奨励金の全部若しくは一部を返納させることができる。

（証明書の書換交付及び再交付）

第八条 優良牛の飼養者は、証明書を亡失し又は、お損したときは申請書（様式第五号）を知事に提出し、証明書の再交付又は書換交付を受けなければならない。

（証明書の返納）

第九条 優良牛の飼養者は、次の各号の一に該当するときは、証明書を知事に返納しなければならない。

一 第七条の規定により優良牛の資格を取り消されたとき

二 優良牛に失踪、盗難、へい、死等の事故が生じたとき

三 優良牛を県外に売却したとき

四 前条の規定により証明書の書換交付を申請するとき又は証明書の再交付を受けた後旧証明書を発見したとき

（提出書類の經由）

第十条 この規程により知事に提出する書類は、住所地を管轄する地方事務所長（市にあつては住所地の地方事務所長）を經由しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

第一号様式

優良牛（優良候補牛）検査申請書

次の牛を優良牛（優良候補牛）として検査を受けたいので鳥取県優良和種種牛造成奨励規程第四条にもとづき申請いたします。

名号	性	生年月日	産地	父	血統	母	摘	要
							登録記号、番号及び資格	

繁殖成績調査書は別紙のとおり

年 月 日

飼養者住所氏名

鳥取県知事 氏 名 殿

記

七産		六産		五産		四産		三産		二産		一産		次産											
												性		名		号		生年月日		摘要		母の生		牝牛繁殖成績	
												性		名		号		生年月日		摘要		母の生			
												性		名		号		生年月日		摘要		父の生			

予備登録		本登録 (七七点以上の登録牛)		生産頭数		種付頭数		供用期間		生年月日		名号		系	
頭		頭		頭		頭		至自 年 年 月 月 ヶ 日 日		至自 年 年 月 月 ヶ 日 日		父の父 第 号 号		系	
頭		頭		頭		頭		至自 年 年 月 月 ヶ 日 日		至自 年 年 月 月 ヶ 日 日		母の父 第 号 号		系	
頭		頭		頭		頭		至自 年 年 月 月 ヶ 日 日		至自 年 年 月 月 ヶ 日 日		母の母 第 号 号		系	

第二号様式の一

繁殖成績調査書

牝牛繁殖成績

号

記番号

号

<p>第三号様式 表</p>		<p>優良牛証明書 種 類 黒毛和種 性及び名号 雌、雄 号 号 号 生年月日 昭和 年 月 日 特 徴 面旋 眉旋 項旋 背旋 生産者住所氏名 市郡 市郡 村町 村町 所有者住所氏名 市郡 市郡 村町 村町</p> <p>右は鳥取県優良和種種牛造成奨励規程による優良牛であることを証明する。</p> <p>鳥取県知事 氏 名 印</p>	
<p>裏</p>		<p>異動年月日 飼養者住所氏名 責任者印</p>	
<p>血統</p>		<p>優登母 優登父 号 号 号 号 号 号 祖母 祖父 祖母 祖父 祖母 祖父 号 号 号 号 号 号 會祖母 會祖父 會祖母 會祖父 會祖母 會祖父 号 号 号 号 号 号</p>	
<p>検査年月日</p>	<p>検査員</p>	<p>印</p>	

<p>第二号様式のロ</p>		<p>繁殖成績調査書 (雌)</p>		<p>号</p>
<p>産次</p>	<p>名</p>	<p>号</p>	<p>性</p>	<p>生年月日</p>
<p>(註) 摘要欄には損徴その他参考事項を記入のこと。</p>		<p>繁殖成績調査書 (雄)</p>		
<p>名</p>		<p>性</p>	<p>生年月日</p>	<p>登録記号番号</p>
<p>(註) 一 登録牛になつたものだけ記入 二 摘要欄には損徴出現率を記入</p>		<p>母牛名号及び登録記号番号</p>		
<p>要</p>		<p>摘</p>		
<p>供用年数</p>		<p>自 年 月 日 至 年 月 日</p>		
<p>要</p>		<p>摘</p>		

名称	〒1,000	〒2,000	〒3,000	〒4,000	〒5,000	〒6,000	〒7,000	〒8,000	〒9,000	報告書受理年月日
日本再建連盟										五、三〇
日本共産党伯西地区委員会										六、二
日本電気産業労働組合										六、二
倉吉管業所分会										六、二
日本共産党因幡地区委員会										六、四
鳥取県自由労働組合連合会										六、二
日本社会 党鳥取支部										六、二
日本社会 党政治連盟										六、二
日本教職 員政治連盟										六、五
鳥取県支部										六、五
日本農民組合鳥取県中部										六、一
地区連合会選挙対策委員会										六、一
日本共産 党因幡地区										六、一
安部細胞										六、一
P L 教団鳥取支部										五、二
日野郡 清風会										五、二
溝口町 同志会										五、三
鳥取県 労働組合協議会										六、二
民主青年 協議会										六、二
鳥取県青年 自由党、										六、二
日本社会 党鳥取連東伯支部										六、二
自由 党鳥取支部										六、二
日本共産 党鳥取委員会										七、一

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号
 政治資金規正法第十七条の規定により提出のあつた次の団体の解散の際の寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次のとおりである。
 昭和二十八年七月十日
 鳥取県選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨
 一 種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書
 二 期間 自昭和二十八年一月一日起至同 年六月一日
 三 報告書要旨 至同

団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額	一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出	報告書受理年月日
	数	額	数	額	数	額		数	額		
鳥取県農業団体協議会	1		1		1		1		1		昭二八、 六、二六

農業委員会告示

鳥取県農業委員会告示第二号

土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第九十八条の規定により西伯郡幡郷村農業委員会から申請のあつた農地等交換分合計画を次のように認可した。

昭和二十八年七月十日
 鳥取 県 農 業 委 員 会

認可した委員会名 申請年月日 認可年月日
 西伯郡幡郷村農業委員会 昭和二十八年 昭和二十八年
 六月二十五日 六月二十九日

敘任及び辞令

鳥取県教育委員会事務局職員 猪口 隆夫

県立鳥取図書館気高分館長事務取扱を命ずる。

昭和二十八年七月一日

鳥取県教育委員会事務局職員 坂川 勝春

県立鳥取図書館気高分館勤務を命ずる。

昭和二十八年七月一日

鳥取県教育委員会事務局職員 釜谷 保雄

県立鳥取図書館気高分館勤務を命ずる。

昭和二十八年七月一日

鳥取県教育委員会事務局職員 宮崎 正雄

県立鳥取図書館八頭分館長事務取扱を命ずる。

昭和二十八年三月十三日

鳥取県教育委員会事務局職員 三木 三良

地方公務員法第二十八条第二項第一号の規定により、昭和二十九年三月十二日まで休職を命ずる。

県立鳥取図書館八頭分館長を免ずる。

昭和二十八年三月十三日

正 誤

昭和二十八年七月三日鳥取県規則第四十九号中誤植があるので、次のように訂正する。

頁 段 行	誤	正
三 下 一	種牡牛	種牡畜
” ” 四	成報告	成績報告
” ” 一三	伐救跡地	伐採跡地

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東部 鳥取県鳥取市東部 鳥取県鳥取市東部 鳥取県鳥取市東部 印刷所